

6 農薬の水質に係る各種基準の設定

水質の汚濁は、公共用水域や地下水等を通じ住民の健康に影響を及ぼすおそれがあるため、その防止をする必要がある。このため、農薬による水質の汚濁の防止についても、「水道法」、「環境基本法」、「水質汚濁防止法」及び「農薬取締法」に基づき、種々の基準が設定されている。

農薬の水質に係る各種基準

	水道水質基準	水質汚濁に係る環境基準	地下水の水質汚濁に係る環境基準	排水基準	農薬登録基準
根拠法	水道法 (厚生労働省)	環境基本法 (環境省)	環境基本法 (環境省)	水質汚濁防止法 (環境省)	農薬取締法 (環境省・農林水産省)
法令内容	水道水の水質を適正に管理するために定められた基準	公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を設定	地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準を設定	特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水に対して基準を設定	公共用水域において予測される農薬の成分の濃度が基準に適合しない場合には、農薬の登録が拒否される
農薬の種類	水質管理目標設定項目に農薬類 115 項目	4農薬 チウラム、シマジン、チオベンカルブ(ベンチオカーブ)、1,3-ジクロロプロペン(D-D)	4農薬 (左の4農薬)	5農薬 (左の4農薬と有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る))	水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準 460 農薬 水質汚濁に係る農薬登録基準 368 農薬 (いずれも令和6年8月5日現在)
備考				排水基準に適合しない水を排出した場合は、行政処分の対象となる。	農薬が公共用水域周辺の農地で使用されたことを想定して設定